

令和5年度 第1回北名古屋市男女共同参画審議会 結果概要

- 1 日時 令和5年7月12日（水）午前10時～11時25分
- 2 会場 北名古屋市役所西庁舎2階 本部会議室
- 3 出席者 18人
委員7人（5人欠席）、市長、総務部長、学校教育課長、生涯学習課課長補佐、児童課課長補佐、児童課係長、事務局（総務課長以下5人）
- 4 傍聴人 なし
- 5 議題
 - (1) 令和5年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
 - (2) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和4年度実施結果について
 - (3) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和5年度実施内容について
 - (4) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン成果目標について
 - (5) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について
 - (6) その他
男女共同参画セミナーの開催について
- 6 会議概要
 - (1) 令和5年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
 - 事務局から資料1に基づき説明
(意見、質問なし)
 - (2) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和4年度実施結果について
 - (3) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和5年度実施内容について
 - 事務局から資料2-1、2-2、2-3、2-4、机上配布した資料（防災交通課の事業）に基づき説明
 - 委員協議
(施策の方向:生涯にわたる学習機会の提供
すべての市民を対象とした多彩な講座を開催)

<委員>
若年層の受講の促進が課題とされているとあるが、具体的に進めていること、計画していることはあるか。

<生涯学習課>
生涯学習講座の受講者の年齢層は60歳から70歳の高年齢層が多い状況で、これまで若年層への受講促進がなかなかできていませんでした。昨年度は、親子で参加して手作りロケットを作り、校庭を借りてそこで飛ばすという講座を開催しました。また、昨年度からの引き続きの開催となる親子パン教室は定員を超える応募状況で、親子で楽しく参加いた

だいています。年齢の高い方については歴史ものや、若い女性の方は体を動かすヨガなど、講座へのニーズがバラけているので、その需要に対して今後も取り組んでいきたいと思ひます。

○委員協議

(施策の方向:多様な性に関する広報・啓発

多様性への対応や、動きやすさ、暑さに対応するためブレザー型の新制服の導入を決定)

<委員>

- ・どのような経過で見直しとなったのか。
- ・これまでの制服についてどのように対応するか。今までみたいにしてセーラー服を着たいという生徒への対応など。
- ・新制服への生徒たちの反応はどうか。

<学校教育課>

制服の見直しは全国的な流れであったり、愛知県内のほとんどの自治体でも見直しが進んでいる状況で、北名古屋市においても生徒や保護者から制服の見直しに関する意見が寄せられていました。校長先生方も話し合いながら是非制服の見直しを進めていきたいと考える中で、制服を取り扱う市内の5つの販売店との連携について学校では難しいということもあり、教育委員会が中に入って進めることとなりました。昨年10月から検討委員会を立ち上げて、3月までにデザイン案ができたという流れになっています。

これまでの制服については、令和8年度までは今の詰襟学生服とセーラー服をそのまま着ることもできるようにしています。これまでの制服への要望として、セーラー服は脱いで温度調整することができないので、女子生徒からは是非変えてほしいという意見が多くあった状況で、セーラー服を着たいという意見は、教育委員会には届いていません。

新制服への反応については、すごく喜ばれていると思ひています。メールをいただいたり、学校教育課の窓口に飾ってあるサンプルを見て、「これいいよね。」とか、小学校に入る前のお子さんが保護者の方と窓口にみえたときに「将来これを着るんだよ。」といった話も聞いています。今のところ悪い意見は届いていない状況です。

<委員>

学校の方はずっと前から混合名簿のことも言い続けてきました。全部の学校で導入されましたか。

<学校教育課>

はい。

<委員>

「時代の変化に伴い現出した多様性への対応」とあるが、多様性とは何を意味していますか。

<学校教育課>

ジェンダーのことを意味しており、今の制服では女子生徒はスカート

と決まっているので、スラックスも選べるようにしました。実際に、スカートを履きたくないという相談を受けている生徒がいますが、体操服登校などを認めてその子だけ対応すると、周囲から気づかれてしまうことがあるので、誰にでも対応できる制服にするため、校長先生やいろいろな要望を踏まえた上で制服をブレザー型にして、ジェンダーにも配慮しているという意味合いで多様性という言葉を使っています。

<委員>

いっそのこと制服廃止という方向にはならないですか。

<学校教育課>

その意見も制服検討委員会でありましたが、実際に制服があることで喜ばれることや、中学生という思春期の時期に私服登校にすると、その服のことでいじめられるなどいろいろな問題が生じてくると思っています。制服があることによって愛校心みたいなものも出てきますが、学校という組織の中でルールを守っていくということも学校としては支援の一つだと考えています。

<委員>

小学生にはそういうことは必要ないですね。

<学校教育課>

小学校はそこまでの成長段階ではないと思います。ただ、中学校の時期はある程度の規則がある中で過ごすことが、子どもたちにとっても家庭からも喜ばれると思っています。

<委員>

保護者は制服があった方が喜ぶと思います。

<学校教育課>

実際に生徒からアンケートを取ったことがありますが、制服を廃止してほしいという意見が多かったことはありません。生徒たちも同じ服を着ることによって差が出ない服で悩みを抱えないのではないかと感じます。

<委員>

みんな同じである方が生徒も安心するんですね。

<学校教育課>

経済的な家庭の差も出ないので、その点でも制服の意義はあると思います。

<委員>

制服はとても高いですね。他にもジャージなどいろいろなものを揃えさせますが、みんな高い。むしろ貧しい家庭にとっては制服は経済的には重荷になるんじゃないですか。

<学校教育課>

そこはできる限りの配慮ということになりますが、今の制服と同じ価格帯にするのですとか、なるべく余分なものを省く予定です。他の市町ではネクタイやリボンをなくすところもあります。これは一番要望が強かったものになりますが、カッターシャツを指定のものにすると割高にな

るので、白の無地であれば大手衣料品メーカーのものでも認めるなど、市としては家庭への配慮もしています。逆に制服がなくなってしまうと、経済的な差が私服ですごく出てしまうので、そういった意味でも制服があった方がいいと思います。

○委員協議

(施策の方向:就労に関する情報提供・相談の充実)

ひとり親支援ポケットガイドを母子、父子手当受給者等に配布)

<委員>

ひとり親支援ポケットガイドは電子化する計画はあるか。

<児童課>

ポケットガイドは紙媒体となっており、窓口での説明時に使用したり、児童扶養手当の現況届に同封しています。現状では電子化の予定はありませんが、情報の内容についてはホームページにも掲載しており、電子化を希望するご意見が多数寄せられるようなことがあれば、いつでも電子化への対応をできる状況になっています。

<委員>

紙を削減できれば予算も減らせますし、市全体としても電子化していく方向があるので、若い方たちからそこに対応していくと良いと思います。

(4) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン成果目標について

○ 事務局から資料3について説明

○ 委員協議

(その他:同性パートナーシップ制度の導入)

<委員>

同性パートナーシップ制度の導入について、実施検討となっているが今後はどのように進めていくか。

<総務課>

同性パートナーシップ制度の導入は、中間見直しの際に成果目標として新しく掲げました。今年度は職員への理解を促進していきたいと考えており、性の多様性(LGBTQ)に関する職員研修を実施する予定です。

<委員>

パートナーシップ制度導入についての検討というのは、一昨年度ぐらいから話が挙がっていたと思います。いつまで検討をするんですか。職員の理解がなければ導入が進まないというのはおかしいと思います。パートナーシップ制度、ファミリーシップ宣誓制度は今、愛知県の中で導入が進んでいるので、北名古屋市が県下で最後にならないようお願いします。条例で導入すると議会の承認が必要になりハードルが高くなります。県下で条例で実施しているのは岡崎市ぐらいではないでしょうか。それ以外のところはほとんど要綱で導入しており、この審議会を導入するという決定を行えば、市役所の中で導入に向けて進んでいくと思います。

す。

同性パートナーを求めている人は同性婚という法的なことは求めていません。ただ、自分たちはパートナーだという、今まで表にも出せなかったことを役所が公に認めてくれたというだけでも嬉しいんです。自治体が率先してこの制度を導入するということは、住民に対して、北名古屋市は同性パートナーの人たちの思いを受け止めてあげますよというメッセージになります。そういう意味では、いつまでも検討しないで要綱で導入するようこの審議会に諮っていただきたいと思います。

このパートナーシップ制度に関して、マジョリティの我々は抵抗があります。ただ、制度を導入してもマジョリティの我々の生活に何の支障が出てくるわけでもなく、マイノリティの人たちの思いを受け止められるだけの話です。他市でパートナーシップ制度導入の検討の話をした際、導入に賛成したのは1人で、子どもがかわいそうとか、役所の仕事が増えるんじゃないかとか的外れな不安を口にされる方がいました。

制度を導入すれば、北名古屋市の人口規模だと2、3組ぐらいは出てきます。今まで我々が知らなかったマイノリティの人たちの実態、あるいは知ってても見て見ぬふりをしてきた人たちのことを取り上げて、とりわけ性に関わることでですから皆さんもそれなりに心配されます。パートナーシップ制度を認めたら同性婚も認められると思われそうですが、日本ではそう簡単に同性婚は認められないと思います。せめてマイノリティの方々の思いだけは最低限のところまで実現させてあげたいと思います。検討ではなく、審議会で議題として挙げてください。

愛知県下でも急速に市町が導入を進めており、近隣の市町間でパートナーシップ制度の引継ぎを行う連携組織も作り始めています。そういう波に乗り遅れないように頑張ってください。

<総務課>

連絡協議会に北名古屋市も参加しています。そこでいろいろな情報を得ながら検討を進めていきたいと考えています。

<委員>

資料3に市職員の女性管理職の割合が15.6%とあり、これは一般行政職となっています。それに対して、資料2-2の4ページに36.1%と記載されていますが、この数字の違いは何ですか。

<総務課>

こちらは一般行政職ではなく、市役所全体の女性管理職の数値です。

<委員>

男性育児休業取得率を資料3の一覧表にも入れると非常に良く分かります。他市では男性の育休取得率が60%を超えているところもあります。北名古屋市も少なくとも取得率が5割を超えれば、比較的気兼ねなく育休を取れると思いますので、産まれるということが分かればできるだけ取るように促していただきたい。

また、国全体で言えることですが、男性の育休取得率は数日の取得でもパーセンテージの中に入ってしまう。あれはほとんど意味がない

んですね。夫が数日だけの育休を取って、それでも非常に助かったという女性も確かにいますが、女性でも赤ちゃんをどうしたらいいかわからない中で、育休を取った夫が結局何もやらずに家でゴロゴロしたり、お昼ご飯はどうなっているんだと言われたりすると、会社に行ってくれた方が助かるという女性の声を聞きます。本来は最低1か月は育休を取って赤ちゃんの面倒を主体的に見る、そうすると育児がいかに大変か、あるいはいかに楽しいか、妻の大変さを分かってもらえると思います。

新聞に載っていたことですが、送り出す上司が「君、しばらく休んできたまえ。」と言うこともあるようです。また、県の男性職員から「育児休業という言葉がおかしいんです。日本人は休むことは良くないという観念が強いため、皆さんに迷惑をかけて休ませてもらうという引け目があるんです。だから育児休業という言葉を変えていかなければならないと思います。」と聞いたことがあり感心しました。まずは休暇日数を増やしていくことが大切であるため、数日でも1週間でも10日でもいいので取得率を5割以上に上げていけるように取り組んでほしいと思います。

<委員>

愛知県では、中小企業向けに男性育児休業取得促進アドバイザーの派遣を無料で行う制度があるようです。公務員の方は制度が整ってくると取れるようになると思いますが、中小企業で促進していくことはとても難しいことだと思います。「うちの会社でも男性育児休業取得を進めたい。」というような会社にこういった制度を是非紹介していただけないなと思います。

(5) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について

- 事務局から資料4-1、4-2について説明
(意見、質問なし)

(6) その他

男女共同参画セミナーの開催について

- 事務局連絡事項に基づき説明

- その他質疑応答

<委員>

先日ニュースにもありましたが、いわゆる職場でのトイレ使用を巡る最高裁の判決が出ております。北名古屋市の職員アンケートの方でも、同性パートナーシップ制度の導入と並んでトイレなどの公共施設の設備面での配慮ということも対応が必要ではないかというアンケート結果も出ているところを記憶しています。裁判では、公共施設ではなくてあくまで職場という限定された空間、それも特定の事例の中での検討を重ねた結果としての違法の認定ではありますが、今後ソフト面だけではなくハード面についてもあわせて検討していくことが、多様な性の理解

促進については必要になっていくかなというところだと思いましたが、関連する意見としてご記載いただければと思います。

裁判所の判断を見ると、戸籍上の変更を経ていないが長年の積み重ねの中で職員の中では全く違和感がなかったにも関わらず長期間放置した、そういう事例の中での違法認定でしたので、一律というわけでないのは裁判所も当然理解はして判断してると思います。とはいえ職場の中である程度理解を得ている案件で、何もしないということについては今回の裁判例で違法であり、それ以前から配慮していなければならないのではないかといった問題になってくると思います。設備をすぐ変更できない問題がありますが、検討はしていかなければいけないと思います。

<委員>

役所内に男女共用トイレはありますか。

<総務課>

みんなのトイレというものがあります。

<委員>

それはLGBTの人たちも使うことができますか。

<総務課>

はい。

<委員>

今回の裁判の方は、身体上の都合で性転換まではできていない方です。今の法律では戸籍を変えるためには手術を強制していますが、その適法性について今年の9月頃に最高裁の大法廷で議論がされると聞いていますがどうでしょうか。

<委員>

はい。検討の対象になっていくと思います。

<委員>

世界保健機構もそれを推奨してますので、少しずつ日本も国際基準に合わせていくことが必要になってくると思います。性に関することは精神の問題ですので、頭で理解できても、身近にそういう人が現れると一種の生理的拒絶反応を起こすというようなこともあって、非常に厄介な問題です。しかし、この数年ぐらいで相当理解が深まってきました。住民の皆さんにLGBTQの人たちがいることは当然のことと理解してもらい、マジョリティの我々と同じような1人の人間として生きていく、そういう社会に北名古屋市もなってほしいと思います。よろしく申し上げます。

<閉会 午前11時25分>